

事務連絡

令和5年5月8日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会  
(公社) 全日本不動産協会  
(一社) 不動産協会  
(一社) 不動産流通経営協会  
(一社) 全国住宅産業協会  
(公財) 不動産流通推進センター

御中

国土交通省不動産・建設経済局

不動産課不動産指導室

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について（要請その170）

標記につきまして、別添の通り警察庁から要請がきましたので、よろしくお取り計らい願います。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 138 号  
警察庁丙備企発第 101 号  
令和 5 年 5 月 8 日

金融庁総合政策局長  
金融庁監督局長  
総務省情報流通行政局郵政行政部長  
財務省大臣官房総括審議官  
財務省国際局長  
厚生労働省雇用環境・均等局長  
農林水産省大臣官房総括審議官  
(新事業・食品産業)  
農林水産省経営局長  
経済産業省製造産業局長  
経済産業省商務・サービス審議官  
資源エネルギー庁次長  
中小企業庁長官  
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 170)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 5 年 4 月 27 日付け外務省告示第 180 号)及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 5 年 5 月 8 日付け外務省告示第 205 号)並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」(令和 5 年 4 月 27 日付け国家公安委員会告示第 20 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 5 年 5 月 8 日付け国家公安委員会告示第 21 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」と

いう。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第百八十号

平成十三年外務省告示第百三十号及び令和五年外務省告示第百五

十六号を含む千九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三

号に基づき設立された各理事會委員會が令和五年四月二十六日に行つた

決定等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十

三九百八十九号1(a)、第十号2(a)、第九百八十八号1(a)、第

千九百八十九号1(a)、第二千二百五十三号2(a)及び第二千二百五

十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次

のよう改正する。

定

（次令和五年四月二十七日

以下表に依り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

定（以下表に依り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

定（以下表に依り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

外務大臣 林 芳正



(original script : 不明)

(a. k. a. : 不明)

称号 : 不明

役職 : 不明

生年月日 : 1985年

出生地 : アフガニスタン

国籍 : アフガニスタン

旅券番号 : 不明

ID番号 : 不明

住所 : アフガニスタン

国連制裁委員会による指定日 : 2023年4月26日

その他の情報 : Spokesperson of the Islamic State in  
Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (776.に指  
定した団体). 同人に対するインターポール (国際刑事警察  
機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク :

[https://www.interpol.int/en/How-we-  
work/Notices/View-UN-Notices-Individuals](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和五年外務省告示第二百八十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号に基づき設立された各理事会委員令和五年四月二十六日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の對象となる個人及び団体のうち、令和五年外務省告示第二百八十八号により加えられたものを次のように改正する。

外務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改める。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～795. [略]</p> <p>796. <u>マウラウィ・ラジャブ (別名：マウラウィ・ラジャブ・サラフディン)</u>  <u>MAULAWI RAJAB</u>  (original script：不明)  (a. k. a.：Maulawi Rajab Salahudin)  称号：不明  役職：不明  生年月日：1976年  出生地：アフガニスタン  国籍：アフガニスタン  旅券番号：不明  I D番号：不明  住所：Paghman District, Kabul Province, Afghanistan  国連制裁委員会による指定日：2023年4月26日  <u>その他の情報：イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K) (776.に指定した団体)の上級幹部 (Senior leader)。</u> 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  <a href="https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals">https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</a></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～795. [同左]</p> <p>796.    <u>MAULAWI RAJAB</u>  (original script：不明)  (a. k. a.：Maulawi Rajab Salahudin)  称号：不明  役職：不明  生年月日：1976年  出生地：アフガニスタン  国籍：アフガニスタン  旅券番号：不明  I D番号：不明  住所：Paghman District, Kabul Province, Afghanistan  国連制裁委員会による指定日：2023年4月26日  <u>その他の情報：Senior leader of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (776.に指定した団体).</u> 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  <a href="https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals">https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</a></p>

797. スルタン・アズィーズ・アザム

SULTAN AZIZ AZAM

(original script : 不明)

(a. k. a. : 不明)

称号 : 不明

役職 : 不明

生年月日 : 1985年

出生地 : アフガニスタン

国籍 : アフガニスタン

旅券番号 : 不明

ID番号 : 不明

住所 : アフガニスタン

国連制裁委員会による指定日 : 2023年4月26日

その他の情報 : イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (776. に指定した団体) の報道官

(Spokesperson)。 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク :

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

797.

SULTAN AZIZ AZAM

(original script : 不明)

(a. k. a. : 不明)

称号 : 不明

役職 : 不明

生年月日 : 1985年

出生地 : アフガニスタン

国籍 : アフガニスタン

旅券番号 : 不明

ID番号 : 不明

住所 : アフガニスタン

国連制裁委員会による指定日 : 2023年4月26日

その他の情報 : Spokesperson of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (776. に指定した団体)。 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク :

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

備考 表中の [ ] の記載及び全体に対する傍線は注記もある。

○国家公安委員会告示第二十号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月二十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1 氏名 MAULAWI RAJAB (original script : 不明)

別名 Maulawi Rajab Salahudin

称号 不明

役職 不明

生年月日 1976年

出生地 アフガニスタン

国籍 アフガニスタン

旅券番号 不明

住所 Paghman District, Kabul Province, Afghanistan

名簿に記載された年月日 2023年4月26日

名簿記載者公告番号 QI-306

その他参考となるべき事項 Senior leader of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (QE-85) . 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

2 氏名 SULTAN AZIZ AZAM (original script : 不明)

別名 不明

称号 不明

役職 不明

生年月日 1985年

出生地 アフガニスタン

国籍 アフガニスタン

旅券番号 不明

住所 アフガニスタン

名簿に記載された年月日 2023年4月26日

名簿記載者公告番号 QI-307

その他参考となるべき事項 Spokesperson of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (QE-85) . 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

○国家公安委員会告示第二十一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月八日

国家公安委員会委員長 谷 公一

1 名簿記載者公告番号QI-306 (MAULAWI RAJAB)

(1) 変更前

氏名 MAULAWI RAJAB (original script : 不明)

別名 Maulawi Rajab Salahudin

その他参考となるべき事項 Senior leader of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (QE-85) . 同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

氏名 マウラウィ・ラジャブ (MAULAWI RAJAB (original script : 不明))

別名 マウラウイ・ラジャブ・サラフディン (Maulawi Rajab Salahudin)

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (QE-85) の上級幹部 (Senior leader)。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

## 2 名簿記載者公告番号QI-307 (SULTAN AZIZ AZAM)

### (1) 変更前

氏名 SULTAN AZIZ AZAM (original script : 不明)

その他参考となるべき事項 Spokesperson of the Islamic State in Iraq and the Levant - Khorasan (ISIL-K) (QE-85) . 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

### (2) 変更後

氏名 スルタン・アズィーズ・アザム (SULTAN AZIZ AZAM (original script : 不明))

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (QE-85) の報道官 (Spokesperson)。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理

事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>